



(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）

第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても捺めたものとみなす。一の決定又は命令に對して民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

4 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも認めなければならない。

（訴訟の目的的価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的的価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的的価額は、一百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的的価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求との原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的的価額による。

4 第一项の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について適用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一の三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一の四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされる額について準用する。

7 前項の額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

(手数料を納めたものとみなす場合)

**第五条** 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）**第六条** 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二条号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定期間に関する法律（平成十一年法律五百五十八号））第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十一条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失った場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第五十九号）第十七条第一項、第二項若しくは第五项（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第二十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十四年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により申立ての手数料について準用する。

(手数料未納の申立て)

**第六条** 手数料を納めなければならない申立てでは、同表の下欄に掲げる事項の手数料の額とする。

**第七条** 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料の額とする。

**第八条** (納付の方法) 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めることにより、現金をもつて納めることができることによる。

(過納手数料の還付等)

**第九条** 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

前項の規定にかかわらず、支払督促若しくは差押処分の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額(第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く)から納めるべき手数料の額(同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が四千円に満たないときは、四千円)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申請出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前ににおける取下げ

民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前ににおける取下げ

労働審判法による労働審判手続の申立て

災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の事件の申立て

借地借家法第四十一条(大規模な灾害の被

却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前ににおける取下げ

五　申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

六　上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て原裁判所（抗告の許可の申立てにあっては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前ににおける取下げ

七　前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

五　支払督促の申立てについて、却下の処分の確定又は支払督促の送達前における取下げがあつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

六　第一項から第三項まで及び前項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

七　第一項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関する規定を除く。)を準用する。

(再使用証明)  
第十一条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の證明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の證明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の證明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしてきたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金銭の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

## 第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十二条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

二 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権である行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十三条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわることができる。

(郵便切手等による予納)

第十四条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十五条 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続  
二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する約束の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

四 少額訴訟債権執行(民事執行法第六百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を行う。以下同じ。)の手続

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)

第十六条 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第十七条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者は、その他の者に対する場合にあつては、裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者のために費用の取立て等)の手続

第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

2 第九条第九項の規定は、前項の決定について准用する。

(民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する)

(准用)

第十八条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(第三章 証人等に対する給付)

(証人の旅費の請求等)

第十九条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができます。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せざり、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第二十条 民事訴訟法第二百十八条第二項(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)又は公害争議処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第一百八十七条规定(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十一条 日当は、出頭又は取調べ及びそれ

のための旅行(以下「出頭等」という)に必

専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、代理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

(民事訴訟法第二百三十二条の四第一項第一号の規定により文書(同法第二百三十三条に規定する物件を含む)の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

2 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用する特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による航行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認められる等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十三条 日当は、出頭又は取調べ及びそれ







附則  
（令和五年四月二八日法律第一六号）抄

**第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則抄（令和五年四月二八日法律第一七号）

**第一條** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（令和五年一月一日を基準とする）

號附則抄  
（令和五年五月一九日法律第三〇

行期日)

この法律は、令和六年四月一日から施行する。  
たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該

### 附則第七条の規定 公布の日

この附則に定めるもののほか、この法律  
令への委任

施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経

指置を含む。)は、政令で定める。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超

ない範囲内において政令で定める日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該

を定めるに付する。規定は、  
方の名前を付ける。

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規

公布の日  
第一條中民事執行法第二十二条第五号の改正

足、同法第二十五条の改正規定、同法第二十

の改正規定、同法第二十九条の改正規定

「の勝本」の下に「又は電磁的記録に記録され  
る事項の全部を記録した電磁的記録」を加

る部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三

の改正規定、同法第百四十一一条第一項第三号改正規定、同法第百八十一條第一項の改正規定

同法第一項の改正規定、同法第百八十三条

改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び

法第一百九十三条第一項の改正規定 第十二

二十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪

处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

の改正規定を除く。）、第四十七条中「鉄道抵当」

の次に一条を加える改正規定及び同法第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、百六十二条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第二百十一条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百九十九条第一項の規定、第二百九十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、第二百五十五条の次に「から第八十六条まで」を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十九条第三項の改正規定（第二百八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百六十七条第一項の規定、第二百六十八条第一項の規定、第二百六十九条第一項の規定、第二百七十条第一項の規定、第二百七十二条第一項の規定、第二百七十四条第一項の規定、第二百七十六条第一項の規定、第二百七十八条第一項の規定、第二百八十条第一項の規定、第二百八十二条第一項の規定、第二百八十四条第一項の規定、第二百八十六条第一項の規定、第二百八十八条第一項の規定、第二百九十条第一項の規定、第二百九十二条第一項の規定、第二百九十四条第一項の規定、第二百九十六条第一項の規定、第二百九十八条第一項の規定、第二百三十条第一項の規定、第二百三十一条第一項の規定、第二百三十二条第一項の規定、第二百三十三条第一項の規定、第二百三十四条第一項の規定、第二百三十五条第一項の規定、第二百三十六条第一項の規定、第二百三十七条第一項の規定、第二百三十八条第一項の規定、第二百三十九条第一項の規定、第二百四十条第一項の規定、第二百四十一条第一項の規定、第二百四十二条第一項の規定、第二百四十三条第一項の規定、第二百四十四条第一項の規定、第二百四十五条第一項の規定、第二百四十六条第一項の規定、第二百四十七条第一項の規定、第二百四十八条第一項の規定、第二百四十九条第一項の規定、第二百五十条第一項の規定、第二百五十一条第一項の規定、第二百五十十二条第一項の規定、第二百五十三条第一項の規定、第二百五十四年法律第四号）第八十五条の二を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

訴訟目的の額を算出したところ、(二)の額より低い結果となりました。



じて、より算出して得た次に定めるところに基礎額(二)が百万円までに亘る。基礎額(一)が十萬円までに亘る。

四 一 民事調停法による調停の申立て又は 労働審判法による労働審判手続の申 立て	二 の 三 一 借地借家法第四十一条の事件の申 立ての変更	二 の 三 一 借地借家法第四十一条の事件の申 立ての変更
立 て	立 て	立 て

五 一 項についての審判、同法第二百四十 一家事事件手続法別表第一に掲げる事 項についての審判の申立て又は同法 の規定による参加の申出（申立人と して参加する場合に限る。）	一 民事調停法による調停の申立て又は 労働審判法による労働審判手続の申 立ての変更	二の四 一 民事調停法による調停の申立て又は 労働審判法による労働審判手続の申 立ての変更	二の五 一 民事調停法による調停の申立て又は 労働審判法による労働審判手続の申 立ての変更
千二百円	八百円	四千円	五千円
七一 イ 代理人の選任の申立て、弁護士で別 に規定する申立てを除く。 （二項若しくは第三項又は第十条第 二項の規定による申立て及びこの表 の他の項に掲げる申立てを除く。） 非訟事件手続法の規定による参 加（二項に掲げる参加を除く。） の申出（申立人として参加する場合 に限る。）	六 一 消費者の財産的被害等の集団的な回 復のための民事の裁判手続の特例に 關する法律第三十三条第二項の債権 届出	六 一 代理人の選任の申立て、弁護士で別 に規定する申立てを除く。 （二項若しくは第三項又は第十条第 二項の規定による申立て及びこの表 の他の項に掲げる申立てを除く。） 非訟事件手続法の規定による参 加（二項に掲げる参加を除く。） の申出（申立人として参加する場合 に限る。）	六 一 イ 仲裁法第十二条第二項、第十六 条第三項、第十七条第二項から第五 項まで、第十九条第四項、第二十 条、第二十三条第五項又は第三十五 条第一項の規定による申立て、民事 執行法第二百五条第一項、第二百六 条第一項又は第二百七条第一項若し くは第二項の規定による申立て、非 訟事件手続法の規定により裁判を求 める申立て、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号)第十 一条第一項から第四項まで又は第十条 の二の規定による申立て、国際的な 子の奪取の民事上の側面に関する条 約の実施に関する法律(百二十二条 第一項の規定による申立て、消費者 の財産的被害等の集団的な回復のた めの民事の裁判手続の特例に関する 法律第十三条の申立てその他の裁判 所の裁判を求める申立て、基本と なる手続が開始されるもの(第九条 第一項若しくは第三項又は第十条第 二項の規定による申立て及びこの表 の他の項に掲げる申立てを除く。) 非訟事件手続法の規定による参 加（二項に掲げる参加を除く。） の申出（申立人として参加する場合 に限る。）
五百円	千円	一千円	一千円

申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿決定に係る秘匿記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定の申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の处分に対する異議の申立て、訴えの提起前に証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前に証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の申立て、終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て、特別代理人の選任の停止又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、特別代理人の選任の停止又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、(八) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の停止又は受命裁判官の裁判に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者

る執行異議の申立て、少額訴訟債権者に対する配当要求、同法第二百六十七条の十五第三項の規定による申立て、同法第二百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第二百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て、民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て。

二 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第二百九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第五号）の規定による参加及び七の二項、一三の項、一五の項、一五の二項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

本 破産法第二百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第二百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第二百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若

申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）第二十七条の二第十の規定による申立て、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等による申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）第二十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することとの許可を求める申立て、労働組合法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することとの許可を求める申立て、労働組合法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することとの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定期間に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百五十五条の二の三第三項、第一百五十五条の四第一項若しくは第一百五十五条第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十号）第一百四十五条の二の三第三項、第一百四十五条の四第一項若しくは第一百五十五条の四第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第百四十四条の六第一項若しくは第百四十五条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争防止の防止に関する法律（令和二年法律第二十二条号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九条第七項の規定による申立て

別表第二 (第七条関係)	この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十三条第一項、民事事件手続法第一百三十三条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て	一事件の記録の閲覧、謄写又は複製(事件の係属)	民事訴訟法第三百四十九条第二項、非訟事件手続法第七十七条第一項、民事事件手続法第九十条(抗告裁判を含む。)に定めるもの	民事訴訟法第三百四十九条第二項、非訟事件手続法第七十七条第一項、民事事件手続法第九十条(抗告裁判を含む。)に定めるもの	民事訴訟法第三百四十九条第二項、非訟事件手続法第七十七条第一項、民事事件手続法第九十条(抗告裁判を含む。)に定めるもの
			上欄	下欄	申立ての件数	申立ての件数

四 執 行 文 の 付 与	三 事 件 に 關 する 事 項 の 証 明 書 の 交 付	二 事 件 の 記 録 の 正 本 、 賸 本 又 は 抄 本 の 交 付	中 に 當 事 者 等 が 請 求 す る もの を 除 く。)
一通につき三百円 枚までごとに百五十円)	一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合）あつては、該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の説明に係るものについては、原本十	用紙一枚につき百五十円	